

WFPの食料調達を輸出規制の対象から除外する

閣僚決定のポイント

1. 前文

- WTO設立にかかるマラケシュ協定第 9 条1(コンセンサス)及び農業協定第 12 条(輸出規制に関する規律)に従い
- WFPの人道的支援による、世界的な飢餓の深刻化への対応が喫緊の課題。
- WFPは常に危害を与えない(do no harm)原則に基づき調達を決定していることを理解。

2. 本文

- WFPによる非商業的な人道目的の食料調達に対し輸出の禁止又は規制を実施してはならない。
- この決定は、WTO協定の関連規定に従い、加盟国が自国の食料安全保障を確保するために実施する措置の実施を妨げるものと解釈してはならない。